

健康保険の被扶養者となるための認定基準

健康保険では、被保険者(本人)だけでなく被保険者に扶養されていると認定された家族(これを「被扶養者」という。)にも保険給付を行いません。この被扶養者の範囲は法律で定められ、被扶養者となるための認定審査では、健康保険法や関連法令・通達等を十分に踏まえながら、公平かつ厳正に行いません。

被扶養者として認定されるためには、「家族の範囲」と「収入」について一定の条件を満たしている必要があります。健保組合 HP の解説ページとあわせてこちらをご確認ください。

1. 家族の範囲

- 被扶養者となれる家族の範囲は、3 親等内の親族で、主として被保険者(本人)の収入によって生計を維持されている方に限ります。続柄によって同居していることが条件になる場合がありますので、詳細は健保組合 HP の解説ページ「[家族の範囲](#)」を参照ください。
- 配偶者は、内縁関係でも構いません。また、その内縁の配偶者の父母及び子ども、被保険者(本人)と同一世帯に属し生計維持関係があれば申請でき、内縁の配偶者の死亡後も、同一世帯に属し生計維持関係があれば引き続き申請できます。

- * 主として生計維持されている方とは…被扶養者の生計費の半分程度以上を、継続的に将来に向けて維持している状態。
- * 同一世帯とは…住居と家計を同時に共にする状態。二世帯住宅や、同敷地内の別の建物では、住所は一緒でも別世帯。

2. 被扶養(申請)者の収入について

- 申請者に収入がある場合、その額は、以下の法律で定められた基準以内であり、今後継続的に、被保険者によって生計費の半分程度以上の支援を受けていなければなりません。詳細は健保組合 HP の解説ページ「[収入の基準](#)」を参照ください。

同居している場合	別居している場合
① 対象者の年収が 130 万円未満(60 歳以上または障害者は 180 万円未満)	① 対象者の年収が 130 万円未満(60 歳以上または障害者は 180 万円未満)
② 被保険者の収入の 2 分の 1 未満であること	② 上記の額が被保険者からの仕送り額より少ないこと

※同居・別居問わず、上記①②をいずれも満たしていることが必要です。

- 年間収入とは、課税非課税を問わず今後継続して受ける収入をすべて含み、一年に換算して判断します。
- 一時所得・退職一時金等は、基本的には収入に含まないが、その収入が生計費に充てられる場合は収入とみなされます。その結果、被保険者(本人)との生計維持関係が成り立たなくなる場合は扶養家族とはなりません。
- パート・アルバイトで、月収平均を1年換算すると基準額を超える場合で、その収入が今後も継続すると見込まれる場合には扶養家族とはなりません。また、収入が基準内であっても、パート・アルバイト先で自らの健康保険被保険者証を交付されている場合には同様に扶養家族とはなりません。
- 失業給付(これと同等の手当含む)、傷病手当金、出産手当金の受給者は扶養家族とはなりません。ただし、雇用保険の失業給付等を受けていても、基本手当日額が 3,612 円未満(60 歳以上は 5,000 円未満)の場合には、年間に換算すると 130 万円未満(60 歳以上は 180 万円未満)の収入となり、扶養家族に認められます。
- 失業給付を受給する場合の取り扱いは以下の通りです。
 - ①失業給付の受給制限期間等、収入が基準額に満たない場合は扶養家族に認められます。
 - ②失業給付を受給している期間は、扶養家族とはなりません。(手当額が基準以下は除く)
 - ③失業給付の受給終了後、認定基準を満たしている場合には扶養家族に認められます。
- 別居の場合、仕送りの金額は申請者の収入の額以上であることが必要です。その場合は、振込み等の控と申請者の受け取り等の控(預金通帳でも可)で確認しますので、必ず控えを残しておいてください。

ご不明な点は、サンゲツ健保組合までお問合せください。(052-564-3199 内線 3199)